

吉井温泉  
国民保養温泉地計画書

令和4年4月  
環境省

## 目次

1. 温泉地の概要	1
2. 計画の基本方針	1
3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策	1
4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等	4
5. 温泉資源の保護に関する取組方針	4
6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策	5
7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策	7
8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画	8
9. 災害防止対策に係る計画及び措置	9

### 添付

1. 国民保養温泉地位置図
2. 国民保養温泉地区域図

## 1. 温泉地の概要

本温泉地計画の地域は、うきは市吉井町の吉井温泉の周辺を含めた別添図面に表示する地域として、その面積は 66.88ha（図上測定）である。

吉井温泉は、九州最大の一級河川筑後川の左岸に位置する温泉地で、近世、五庄屋の残した大石長野水道によってはぐくまれた豊かな穀倉地帯のなかにある。筑後川の水を引いた大石長野水道が、角間天秤で分岐した幹線用水の南新川・北新川に囲まれた純朴な田園のなかに、昭和 31 年に温泉が開発され昭和 43 年には国民保養温泉地の指定を受けた。温泉の周辺には、珍敷塚古墳などの貴重な装飾古墳、白壁土蔵の歴史的町並み、また耳納山麓の柿狩りなどの観光資源も豊富にある。

現在は旅館業、日帰り温泉施設を合わせて 2 軒が、温泉資源を活かした営業を行っている。

## 2. 計画の基本方針

本計画は、吉井町の北側の境界沿いに、悠々と流れる筑後川の中流域のほとりに湧き出る吉井温泉の周辺環境整備の指針づくりを行ったものである。吉井温泉は、昭和 31 年、掘削により湧出した比較的新しい温泉（ナトリウム・炭酸水素塩温泉、アルカリ性単純温泉）であり、耶馬日田英彦山国定公園を一部含む豊かな自然環境の中にある。昭和 43 年に国民保養温泉地に指定され保養や行楽に利用されている。本計画策定に当たっては、本温泉地が持っている天然資源と、河川景観も含めた道路・公園・遊歩道・地域のシンボルとなる施設等の整備を行うことにより、吉井温泉一帯のイメージアップと活性化を図り、地域にふさわしい文化的で魅力的な環境の創出をめざす。

## 3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

### (1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

#### ① 自然環境の概要

うきは市は、北は朝倉山地及び脊振山地、南は耳納山地によって画された筑紫平野の東端に位置する。北側の筑後川から南側の耳納連山にかけ標高が高くなり、平野部は沖積平野で市北西部の標高約 25m から耳納連山北麓の傾斜地を経て、南東部の山頂では約 800m と大きな高低差がある。平野部は肥沃な田畑としての農地が広がり、傾斜地には果樹地帯が形成され、山間部は棚田などを含む森林となっている。



耳納連山

本市の最北端に位置する吉井温泉は、熊本、大分、福岡及び佐賀の 4 県を貫流し有明海に注ぐ、全長 143 km の九州最大の一級河川筑後川の左岸に位置する温泉地で、筑後川の水を引いた大石長野水道が角間天秤で分岐した幹線用水の南新川・北新川に囲まれている。

温泉周辺の筑後川は、瀬、淵、河原及び中州が連続して形成され、変化に富んだ河川環境を呈している。河床は砂や礫等からなり、瀬で産卵するアユ、緩流域を好むウグイ等の魚類が生息している。陸域では、礫河原で繁殖するコアジサシ、ツバメチドリなどの鳥類が生息している。

## ② まちなみの概要

吉井温泉は、筑後川の左岸に位置する温泉地で、昭和 31 年に開かれた。温泉の周辺は、田園風景が広がっている。周辺は、堤防越しに筑後川の雄大な河川空間が広がり、また、耳納連山も眺望できる良好な景観となっている。

## ③ 歴史の概要

約 350 年前の江戸時代は、北に筑後川がありながら、平野部より低い位置を流れており、直接利用することはできず、平野の大部分は藪や林に覆われていた。しかし、1664 年に完成した大石長野水道の灌漑用水によって、現在見られる広大な田畑を形成することになった。吉井温泉周辺には角間天秤、大石長野水道など筑後平野の農業を支えてきた歴史的構造物が現在も残されており、市外からも小学生が社会科見学に頻繁に訪れている。

## ④ 風土の概要

吉井温泉周辺の大石長野水道、角間天秤などは、本市の歴史を知る上で重要な景観であり、今もお地域の生活・生業に密着したものである。水の流れは人々の心を落ち着けるものであり、また、これらの構造物は単に歴史上の農業的財産というだけでなく、現在も暮らしを支える基盤である。なお、筑後川の水は、福岡都市圏をはじめとして、流域内外の住民の生活に利用されており、本市のみならず九州北部にとって重要な役割をはたしている。現在は社会の進展とともに川と人との関わりが希薄になってきているが、うきは市では、市民憲章にも込められている（うきは市民憲章：恵みの山河に感謝し、美しい自然を守り育てます）とおり、偉業を成した先人と郷土に対する愛着と誇りを受け継いでいる。



角間天秤

## ⑤ 文化の概要

吉井温泉周辺は、筑後川の春の菜の花等の季節の風物詩や、散策道等のスポーツ・レクリエーションなどの憩いの空間として利用されている。また、角間天秤、大石長野水道は、子どもたちの歴史学習、環境学習及び自然体験活動の場としても活用されている。

## (2) 取組の現状

### ① 自然環境の取組の現状

吉井温泉周辺は、耶馬日田英彦山国定公園や筑後川県立自然公園の普通地域に指定され自然公園法（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）及び福岡県立自然公園条例（昭和 38 年 3 月 23 日条例第 25 号）に基づき温泉地周辺の自然環境が保たれている。

## ② まちなみの取組の現状

うきは市は、筑後川周辺の景観や幹線道路等の沿道景観についても連携した景観形成を図るため、福岡県をはじめ関連市町、国土交通省、NPO等の各種団体と「筑後川流域景観テーマ協定」を平成21年に締結した。また、平成23年には景観法（平成16年6月18日法律第110号）に基づき、総合的な景観のマスタープランとなる「うきは市景観計画」を策定した。景観計画区域は市全域とし、本市の地域特性を活かした景観形成を推進している。特に吉井温泉については、色彩、意匠、規模の不調和を生まないこととした。さらに、平成23年にうきは市景観条例（平成23年10月3日条例第23号）が制定され、同条例により建築物の意匠・色彩等の基準が設けられ、吉井温泉においても、同様の措置が講じられている。また、うきは市には都市計画区域はないが、平野部を中心に準都市計画区域として「うきは準都市計画区域」が都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）に基づき指定されている。準都市計画区域については、3000㎡以上の開発行為については同法に基づき福岡県の許可を受けなければならない。また、建築基準法（第6条）により、建築物を建築しようとする場合には建築主事の確認が必要になるとともに、建築基準法の集団規定が適用される。上記法令による一定規模以上の建築物や工作物、開発行為の規制により、自然豊かな景観が保護され、温泉情緒溢れる街並みの保護がされている。

## ③ 歴史の取組の現状

吉井温泉周辺には角間天秤、大石長野水道など、本市だけではなく筑後平野の農業を支えてきた多くの歴史的建造物が現在も残されている。この地域の歴史を伝えるため、案内看板の設置やパンフレットの作成を行い、また、郷土史のガイドなどにより、市内外から社会科見学に訪れる小学生等に説明を行っている。

## ④ 風土の取組の現状

吉井温泉周辺の角間天秤をはじめ、大石長野水道等は、今もなお地域の生活・生業に密着したものであり、これら水道等の維持のため毎年1月中旬に1週間かけて水路の浚渫や周辺の草刈り、また10月には水を止め水門の修理・点検を実施している。

## ⑤ 文化の取組の現状

吉井温泉周辺は、菜の花畑や散策道に加え、サイクリングロードが整備されており、定期的に清掃活動を行うことで地域の方々がスポーツを楽しむ空間づくりを行っている。また、温泉周辺の行政区では年2回「道路愛護」として周辺の清掃活動を行っており、角間天秤、大石長野水道は、子どもたちの歴史学習、環境学習及び自然体験活動の場としても活用されている。

## （3）今後の取組方策

吉井温泉において、さらに自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等を図るため、福岡県、うきは市、関係機関等と調整の上、（2）の取組を継続する。またその取組に加えて、水路を活用し、地元の小学生の子どもたち向けに川下り等の体験学習を実施することで、地域の歴史や昔の生活様式について次世代に継承していく取組を行う。

#### 4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

##### (1) 医師又は人材の配置の状況

吉井温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師のもと入浴方法等の指導を行う活動を行っている。

###### ① 医師

氏名	専門分野	活動内容	配置年度
戸次 鎮史	整形外科	勤務する原鶴温泉病院において、リハビリ治療の一環として温泉治療を実施している。	S57～

###### ② 人材

資格	人数	医師との連携を含めた活動内容	配置年度
理学療法士 作業療法士	23人 17人	原鶴温泉病院において、健康増進及び疾病予防のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるよう指導。指導に当たっては、必要に応じ、原鶴温泉病院の戸次医師（整形外科）の助言を受ける。	H18～

##### (2) 配置計画又は育成方針等

吉井温泉では、(1)の医師の配置を継続しつつ、温泉利用及び温泉を利用した健康増進等の相談に関して医師が対応できる体制の構築に努める。

また、施設において健康増進及び疲労回復等のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるように、温泉入浴指導員の育成に努める。

#### 5. 温泉資源の保護に関する取組方針

##### (1) 温泉資源の状況

吉井温泉は、その主な泉質はアルカリ性単純温泉であり、現在、3つの源泉が利用されている。

源泉	温度(℃)	湧出量(l/min)	泉質	湧出状況	所有者	利用施設
千寿之湯	51.4	240	アルカリ性単純温泉	動力揚湯	民間	日帰り1施設 デイサービス1施設
吉井温泉	47.5	110	ナトリウム・炭酸水素塩泉	動力揚湯	民間	旅館1施設 飲泉口1施設
吉井温泉	46.1	110	ナトリウム・炭酸水素塩泉	動力揚湯	民間	旅館1施設 飲泉口1施設

##### (2) 取組の現状

吉井温泉における各源泉について、現在講じているその保護に関する取組の状況は、以下のとおりである。

源泉	取組	実施主体	実施年度
千寿之湯	年1回温度水位泉質検査実施	利用施設管理者	H22～
吉井温泉	年1回温度水位泉質検査実施	利用施設管理者	H17～

### (3) 今後の取組方策

吉井温泉において、温泉資源の保護を一層推進するため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。また、温泉資源の保護を目的として、他県温泉地への視察や勉強会へ参加し知見を深めると同時に、老朽化した設備については必要に応じて適宜更新する。

源泉	取組	実施主体	実施予定年度
吉井温泉	源泉の泉質温度水位の変動を年間4回位記録し、温泉の現状を把握するよう取り組む。	利用施設管理者	R3～

## 6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

### (1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

吉井温泉において温泉の利用に当たって使用している設備及び温泉利用の状況は、以下のとおりである。

#### ① 浴用利用

温泉地	源泉数	浴用利用施設までの設備	浴用利用施設数
吉井温泉	3	引湯管、温泉ポンプ、ガスセパレーター、地下配管、フィルター、貯湯槽	2

#### ② 飲用利用

温泉地	源泉数	飲用利用施設までの設備	飲用利用施設数
吉井温泉	2	温泉ポンプ、引湯管、ガスセパレーター、清浄機、飲用口	1

### (2) 取組の現状

吉井温泉において温泉の利用に当たって使用している設備について、現在講じている衛生面での取組の状況は、以下のとおりである。

#### 千寿乃湯

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	源泉は300mを水中モーターで引き上げて、かけ流し。	源泉所有者
引湯管	自主的	源泉の引湯管について、バルブ、ドレン等の点検を半年に一回実施。	設備所有者
浴槽	条例等	毎日浴槽の清掃を実施。換水を毎日実施。	設備所有者
設備周辺	自主的	全ての設備周辺において、清掃を毎日実施。	設備所有者

吉井温泉

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	表流水、浅層地下水が流入しないよう蓋で汚染防止している。年1回一般細菌・大腸菌他泉質検査実施。	源泉所有者
引湯管	自主的	バルブ、ドレン等の点検を月に一回に実施。	設備所有者
浴槽	条例等	浴槽の掃除、換水を毎日実施、ろ過器（フィルター）を毎日1回洗浄。	設備所有者
飲泉設備	自主的	ろ過器（ストレーナー）の逆洗浄を一週間に1回実施。一般細菌、大腸菌群検査を1年に2回実施。	設備所有者

(3) 今後の取組方策

吉井温泉において、さらに温泉を衛生的に良好に保つため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続する。また、各温泉施設が温泉の衛生面に関する講習会やセミナーへ主体的に参加することを市が中心となって促すことで、温泉の衛生管理における知識を深めると同時に、意識の向上を図る。



## 7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

### (1) 温泉の公共的利用の状況

近年の吉井温泉における温泉利用の状況は、以下のとおりである。

#### ① 過去3年間の温泉の利用者数

(単位：人)

温泉地	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
吉井温泉	宿泊	6,930	5,451	781
	日帰	14,473	12,626	3,094
合計		21,403	18,077	3,875

#### ② 最近1年間（令和2年度）の温泉の利用者数

(単位：人)

温泉地	区分	施設数	総定員	利用者数				
				4月	5月	6月	7月	8月
吉井温泉	宿泊	1	30	4	0	61	24	17
	日帰	2		18	0	273	353	48
合計		3	30	22	0	334	377	65

利用者数							
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
146	116	154	80	52	48	79	781
67	572	740	508	79	36	400	3,094
213	688	894	588	131	84	479	3,875

### (2) 取組の現状

吉井温泉において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	取組	実施主体
吉井温泉	フルーツ狩り、棚田、おひなさまめぐり、白壁の町並みなどの市内の観光資源への入込客を温泉地に誘致するため、パンフレット配布などの取組を行う。	うきは観光みらいづくり公社、うきは市
	宿泊クーポンを発行し、温泉宿泊施設の利用増加を図る。	うきは観光みらいづくり公社、うきは市



フルーツ狩り



棚田



白壁町並み

### (3) 今後の取組方策

福岡都市圏から車で1時間のアクセスにある吉井温泉は、立地を活かし、福岡都市圏からの誘客に一層力を入れる。さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、同温泉を象徴する筑後川の自然資源や角間天秤、大石長野水道などの文化資源の保全・活用に努めながら、スポーツ、ウォーキング、湯治などによる、健康の回復、増進といった健康づくりの場としての温泉地を目指し、各実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え以下の取組を進める。



うきはアリーナ

温泉地	取組	実施主体
吉井温泉	吉井温泉周辺の河川空間を利用し、観光客に対して、“歩く楽しみ”を提供する。	うきは市
	メインアリーナ、温水プール、トレーニングルーム等が整備された市立総合体育館(うきはアリーナ)と吉井温泉の来訪者を、相互に結び付ける。	各温泉施設、うきは市
	果物(柿、ぶどう、梨等)の生産地としてのうきは市の魅力や強みを活かし、地産地消やブランド化を推進する。	各温泉施設、うきは市
	各宿泊施設が、食、おもてなし等において、個々の宿泊施設自体が魅力ある目的地となるよう個性化を追求していく。	各温泉施設、うきは市

## 8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

### (1) 公共の用に供する施設の状況

吉井温泉における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設
吉井温泉	公有施設	道路(県道保木吉井線、主要地方道久留米浮羽線)、筑後川沿いのサイクリングロード
	私有施設	旅館(1施設)、日帰り温泉(2施設)、療養施設(1施設)、原鶴温泉病院

### (2) 取組の現状

吉井温泉において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
吉井温泉	公有施設	道路	現状は特にない。	うきは市
	私有施設	建築物	旅館、日帰り入浴施設等における館内の段差解消を図るとともに、これが困難な浴室等に手すりを設置している。	各温泉施設

### (3) 今後の取組方策

吉井温泉において、さらに高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを図るため、実施主体と調整の上、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
吉井温泉	公有施設	道路	散策できる環境を整備するため、案内板を作成し、ベンチ等を設置する。	うきは市
	私有施設	建築物	既存施設については、館内の手すり及び身障者用トイレなどの設置の協力を依頼し、今後新設等を行う施設については、高齢者、障害者がより安全かつ快適に利用できる環境の整備の協力を依頼する。	各温泉施設

## 9. 災害防止対策に係る計画及び措置

### (1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

吉井温泉は、一級河川筑後川左岸に立地している。堤防が整備されており、近年被害は生じていないが、水災への警戒は必要である。

### (2) 計画及び措置の現状

吉井温泉が立地する筑後川沿いにおいて、現在、1箇所が重要水防箇所（国土交通大臣管理区間）に指定されており、洪水等による災害の警戒、防御に関する事項に関し策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

温泉地	計画又は措置	計画又は措置の概要
吉井温泉	筑後川水系 河川整備計画	河川法に基づき、国土交通省九州地方整備局が作成する計画であり、堤防整備等の洪水対策に関する事項を策定。
	水防計画	水防法に基づき、うきは市が策定する計画であり、洪水による災害の警戒、防御に関する事項を策定。
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、うきは市防災会議が作成する計画であり、災害に関する予報又は警報の発令及び情報の収集及び伝達・避難・消火・水防・救難・その他の災害応急対策等に関する事項を策定。

(参考)

令和3年度 うきは市水防計画書

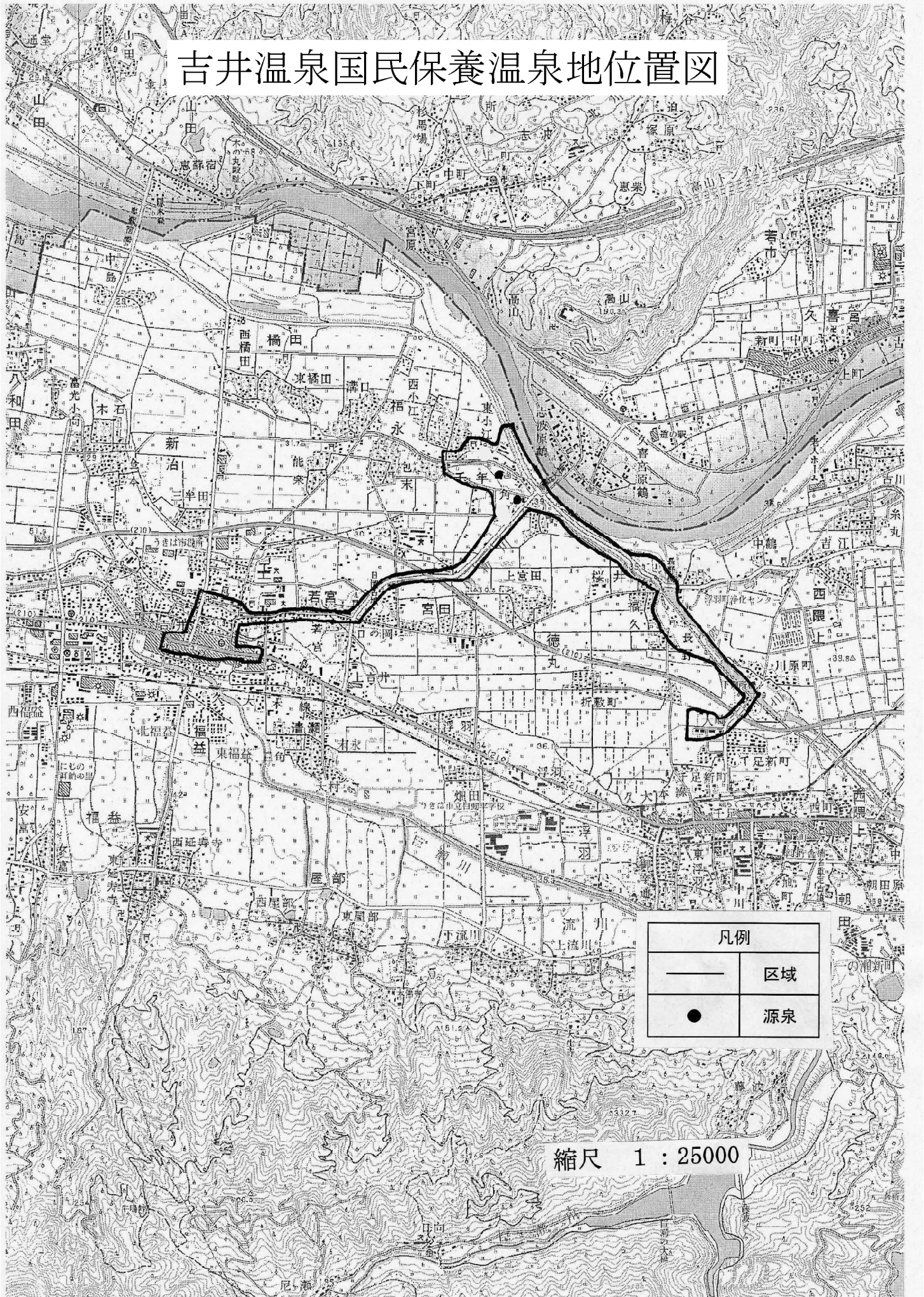
重要水防箇所（国土交通大臣管理区間）(抜粋)

番号	河川名	左岸右岸の別	地先名	位置	延長 m	備考	水防 工法	被災予 想区域	担当 分団
吉井5	筑後川	左岸	吉井町 小江	55k300～ 56k500	1,200	堤体漏 水B	月の輪	角間区 小江区	1

**(3) 今後の取組方策**

吉井温泉において、さらに災害の防止を図るため、実施主体と調整の上、(2)の計画及び措置に基づく取組を継続して行う。

# 吉井温泉国民保養温泉地位置図





国民保養温泉地区区域図

うきは市久留米市組合立浮羽老人ホーム

吉井町 千年

東小江分館

医療法人原鶴温泉病院

ニュー筑水荘

ニュー筑水荘グランドゴルフ場

吉井町 千年

うきは市老人憩の家

大石北水位局

鶴は千年

吉井町 千年